

今冬における節電のお願い

日頃より節電にご協力いただき、誠にありがとうございます。

今冬につきまして、具体的な数値目標を設けない節電が、国から国民・企業などに向けて要請されています。お客さまにおかれましては、これまでの節電の取り組みを継続していただきますようお願い申し上げます。



■期間 平成27年12月1日(火)～平成28年3月31日(木)の平日

※12月29日(火)～31日(木)を除きます。

■時間帯 午前8時～午後9時

■内容 こまめな消灯やエアコンの設定温度を控えめにするなど、これまでの節電の取り組みの継続をお願いします。

※エアコン、電気カーペット、電気こたつなどの控えすぎによる体調不良に気をつけて、無理のない範囲で節電をお願いします。

※特に、高齢者、乳幼児、病気の方がいらっしゃる家庭においては、十分気をつけてください。

※節電を意識しすぎるあまり、衛生面および安全面で不適切なものとならないようご注意ください。

〈問い合わせ〉九州電力大津営業所 TEL0120(986)602

村内中小企業のみなさまへ 平成27年度の中小企業融資金利子補給の申請について

申請の受付締め切りは、
1月29日(金)までです。
お早めにお願ひします。

Q 利子補給とは？

村内中小企業の近代化および事業運営の円滑化を促進するため、中小企業者が事業を運営するために必要な資金の融資を受けた場合の利子補給

①設備資金
村内において店舗・下宿・宿泊施設などの新築・改装・工場機械および駐車場設備・営業専用車両の取得

②事業運営資金
原材料・商品の購入、賃金など

Q 利子補給対象者は？

- ①村内に住所および事業所を1年以上有する個人または法人
- ②村税を完納しているもの
- ③当該利子補給事業を受けた個人

人または法人については、設備資金または事業運営資金それぞれに申請時事業計画記載融資期間後の融資から対象

Q 利子補給の期間は？

利子補給の期間は、設備資金の場合は借受人が取り扱い金融機関から融資を受けた日の属する月から3年、事業運営資金については1年

Q 利子補給の額および算定対象期間は？

- ①算定期間は平成27年1月1日～12月31日
- ②利子補給は、借受人が取扱融資機関に支払った借入金の子(延滞金を除く)のうち、年利4%以内
- ③利子補給の対象額は融資金のうち、500万円を限度とする

Q 融資機関は？

政府系統融資機関、肥後銀行、熊本銀行、阿蘇農業協同組合、熊本県信用組合、県内に本店がある信用金庫

Q 申請の手続期間は？

1月29日(金)まで、村商工会本所に申し込んでください。(土・日、祝日を除く)

〈問い合わせ〉

村商工会本所
TEL(62)9435
役場 企画観光課
TEL(67)1112